観音寺中学校いじめ対応マニュアル　（R4.4 改訂）

「いじめは　どの子どもにも　どの学校でも　起こり得る」

未然防止と早期発見

道徳教育・体験活動の推進　アンケートの実施　日常の園児児童生徒観察　定期的情報交換
保護者・地域との連携　教育相談(SC・SSW)の設定　配慮が必要な生徒への個別対応　等

その日のうちに

いじめと疑われる行為の発生

些細なことでも疑いをもって認　知

報告 ⇄ 指示・助言

管理職（校長・教頭）

いじめの有無の確認　（情報収集）

＜　構成員　＞
校長、教頭、学級担任、学年主任、教務主任、養護教諭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、SC、SSW、SST　等

いじめ防止対策委員会
- 情報の共有
- 対応の協議
- 指導方針の確認
- 役割分担　　等

報告 ⇄ 確認・指示・指導

教育委員会
月末問題行動報告

徹底して守り通す

教育的配慮の下 毅然とした態度で

家庭連絡(家庭訪問)　**家庭連絡(家庭訪問)**

組織的 支援・指導・助言

被害生徒へ支援
その保護者への支援

報告

報告

加害生徒へ指導
その保護者への助言

継続観察・記録・定期的面接　**継続観察・記録・定期的面接**

学級（学校）全体への指導

いじめの解消
・行為がなくなる（3 か月）
・心身の苦痛を感じない

例え疑いでも

重大事態の場合
生命、心身または財産に重大な被害
相当な期間、欠席を余儀なくされる　等

相談 ⇄ 助言

西部子ども相談センター
警　察　等

報告 ⇄ 指示 指導

教育委員会

公表

調　査

※以下の事を、被害・加害双方の生徒及び保護者に説明して
①調査目的・目標　②組織の構成　③調査時期・期間
④調査内容　⑤調査方法　⑥調査結果の報告

必要に応じて 第三者委員会 設　置